

SATREPS公募説明会資料

2020年9月

独立行政法人国際協力機構(JICA)

ガバナンス・平和構築部

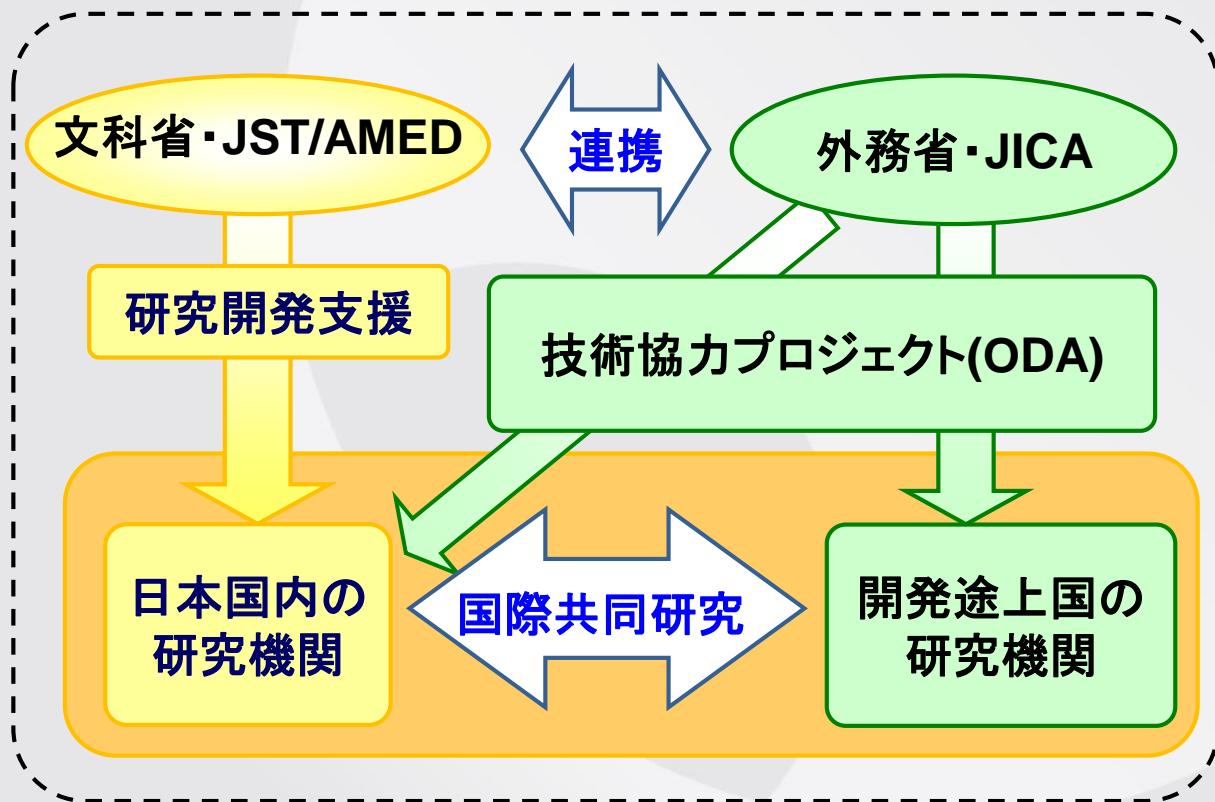
STI・DX室

SATREPSの目的

- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
- 国際共同研究を通じた**開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成**

SATREPSの枠組み

JICAとJST/AMEDが連携して、途上国との国際共同研究を推進
 JICAは**技術協カプロジェクト※**として実施



JST : 国立研究開発法人 科学技術振興機構
 AMED : 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

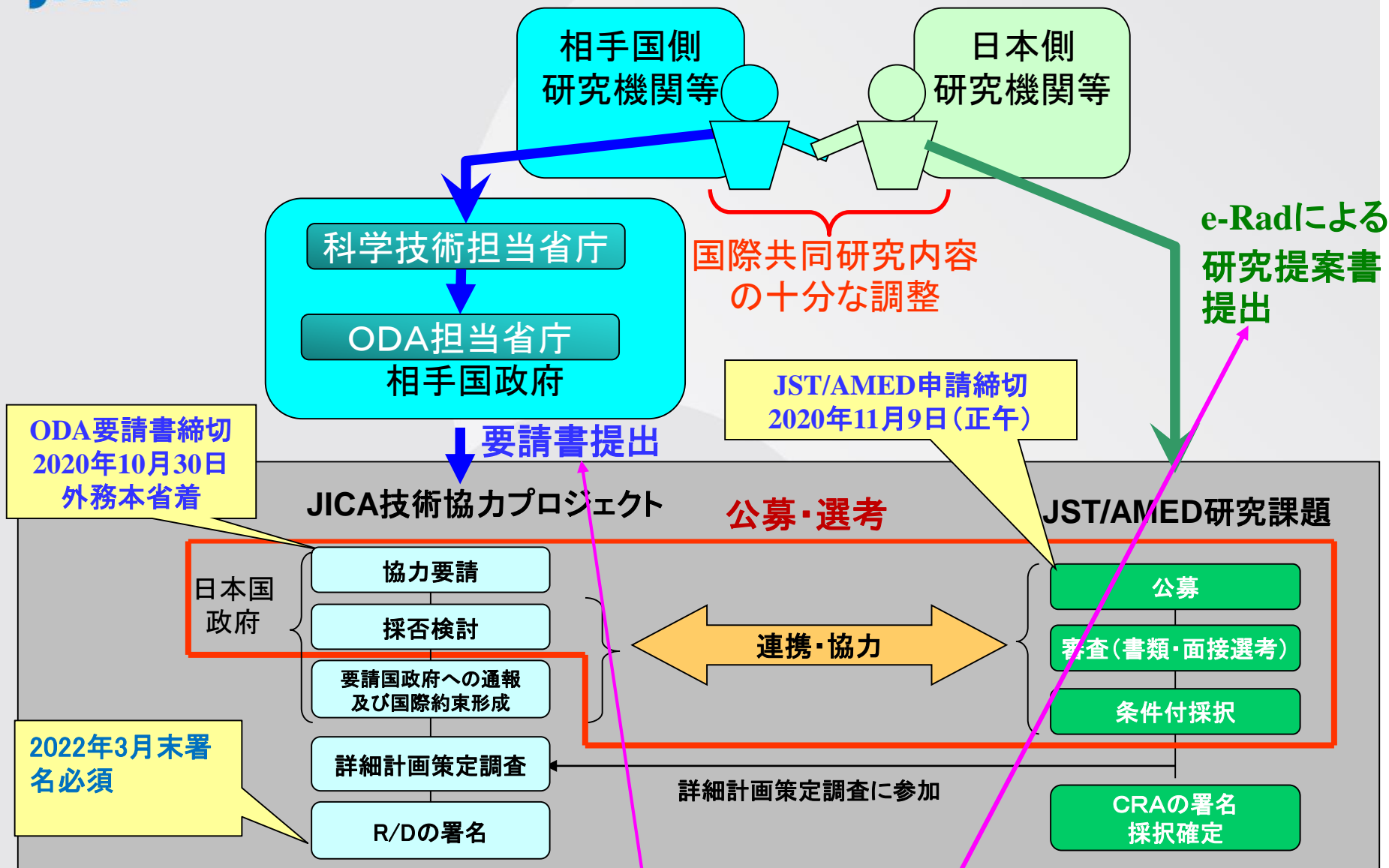
※技術協力プロジェクトとは

- JICAの中心的な事業形態の一つであり、**途上国のニーズに応じた協力計画を相手国と共同で作りあげ、日本と途上国の知識・経験・技術を活かして、一定の期間内で、共に問題を解決していく取り組み**である。
- 具体的には日本側は、プロジェクト期間内に「**専門家派遣**」・「**研修員受入れ**」・「**機材供与**」の主として3つの投入を組合わせて実施する。
- 共同作業であるため、**途上国側も費用を負担**する。(後述説明)
- プロジェクトの目標、成果、活動、投入を**プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)**、**プラン・オブ・オペレーション(PO)**として整理し、**先方とR/D(Record of Discussions)**において締結・合意する。

※技術協力プロジェクトとは(続き)

- **国際約束に基づく事業**であり、途上国からは、機材の免税、滞在許可等の特権付与が行われる。
- **相手国側の研究機関の能力向上も目的であることから、研究機関側への資金提供や委託研究・事業は不可能である。**
- **相手国側の研究機関は、政府機関が原則であるが、地域国際機関や相手国の私立大学の場合は、相手国政府の承認と政府機関と同等なパフォーマンスの実施(機材の免税等)が必要である。**
- **相手国側の研究機関は、企業・NGOは原則不可である。但し、但し連携は可能である。**

案件要請から採択までの流れ



※どちらから片方の要請しか提出されていない場合は、「要件未達」と判断され、選考対象にならない。

案件要請と採択までの留意点

- 相手国側では、相手国側の研究機関からのODAの要請書と、日本側では日本側の研究機関からの研究提案書の両方が揃って（これを「マッチング」と呼んでいる）、正式要請と見做される。
- どちらかの片方だけの要請では不可である。
- 日本側研究機関だけでは無く、相手国側の研究機関での準備・要請も必要である。国によっては時間がかかる場合があるので注意が必要である。
- R/Dは、「条件付き採択」となった年度末までに締結する必要がある。

JICAと研究代表機関の契約

- 組織単位

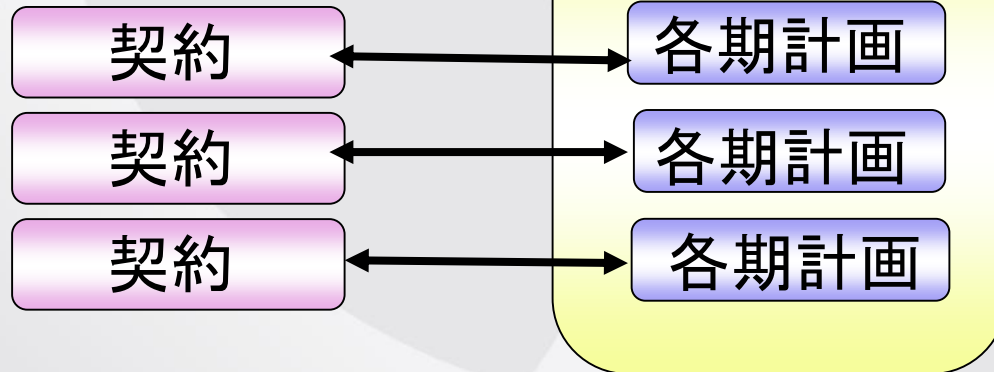
「取極め書」→ 共同事業としての位置付け

- 案件単位

「附属書」 (案件名、プロジェクト期間等)

- 期間単位

「事業契約書」



(契約期間、経費、概算払い、精算等、複数年度契約可能)

取極め/附属書

- 研究代表者所属機関とJICAは、SATREPSプロジェクトを実施するための**基本的事項**に関する「取極め」を締結する。
(双方の責務、知的財産権、安全配慮義務、秘密の保持、損害に対する責任等)
- 取極めは研究代表者所属機関毎に一つ締結する。既に取極めを結んでいる研究代表者所属機関では新たな締結は不要である。
- 個別案件ごとに「附属書」を作成する。

事業契約書のルール

- JICAは研究代表者所属機関とのみ、個別案件毎に事業契約を締結する。
- 事業契約は複数年度契約も可能である。必ずしも国の会計年度に合わせる必要はない。12か月を超える契約も可能である。
- 契約 → (必要ならば)概算払い → 精算、が一つのサイクルとなる。
- 事業契約に基づく経費の積算・執行は、研究代表者所属機関が当該機関の諸規程により行い、同機関が経費の執行及び経費の額の確定に関する責任を有す。

事業契約書のルール(続き)

- 機材は原則研究代表者所属機関が調達する。JICAは側面支援(通関等)を実施する。
- 機材の購入にかかるルール(一般競争入札・特命随意契約等)も、研究代表者所属機関の規程に基づく。
- 「専門家派遣」・「研修員受入れ」の手続きも研究代表者所属機関が実施する。
- 精算は事業契約期ごとに行う。証拠書類(原本)の管理・保管は研究代表者所属機関とし、JICAへの提出は不要であるが、必要に応じて内部調査や立入り検査を求める。
- JICAは、「この費目の支出は可能か」は管理するが、「(可能となった費目の)支出方法」は、研究代表者所属機関の責任となる。

事業契約書の内訳

- ・主として「専門家派遣」・「研修員受入れ」・「機材供与」の3つの投入にかかる費用を計上する。
- ・主として計上出来るのは、
 - *「専門家派遣」にかかる旅費/日当/宿泊費
 - *「研修員受入れ」にかかる旅費/日当/宿泊費
 - *「機材供与」にかかる機材購入費/機材送料/施設建設費
 - * 現地での研究に必要な経費である。
- ・「研修員受入れ」では、**研修員を日本で修士/博士号を取得する事も可能**である。
- ・**総額で3.0億円(3.5億円)(5年間)を上限とする。**

事業契約書の内訳(続き)

- ・年間に換算すると、1年6千万(7千万)円程度であるが、1年間の経費を必ず6千万(7千万)円とする必要は無く、5年間のトータルで上限値に収まっていれば良い。
- ・日本側/途上国側共に、**人件費は支払わない。**
- ・事業契約には2種類のパターンがある。
(ア)間接経費無し (イ)間接経費有り
- ・主な違いは、「**業務調整員※**」をJICAが派遣するか、研究代表者所属機関から派遣するか、である。
- ・(ア)間接経費無し、の場合、業務調整員はJICAから派遣し、SATREPSの経費の上限は、**業務調整員の派遣費を含まず、3億円。**
- ・(イ)間接経費有り、の場合、業務調整員は研究代表者所属機関から派遣し、SATREPSの経費の上限は、**業務調整員の派遣費を含み、3.5億円。**

※業務調整員とは

・業務調整員の役割は主として以下の通りである。

- プロジェクトの運営管理及び各種調整
- プロジェクト活動計画及び投入計画(在外研究員派遣・外国人研究員受入・機材供与等の計画)の進捗管理、定期モニタリングの実施について研究代表者を支援
- 公金管理、物品管理、契約・経理事務
- 現地調達機材の調達手続き
- プロジェクトで提出する各種報告書の作成の支援
- 各種の広報・普及活動を通してプロジェクトに関する情報を発信

相手国負担の原則

- ・ODA事業では、相手国側の自助努力や案件終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担としている経費がある。
- ・これらの経費は、相手国側の負担事項は「R/D」に記載される。
- ・例えば、一般的に相手国側研究機関のスタッフの出張旅費や、日本側から供与された機材の維持管理費等が相手国側の負担事項となる。
- ・相手国側も、全ての経費をJICAが支援するのではないことを、予め相手国側関係者に理解しておいてもらう必要がある。要請を出す際の相手国側関係者との調整や協議において、その旨の説明が必要である。

1. 討議議事録(R/D)の締結(条件付き採択の年度内が原則)



2. JICAと研究代表機関との間で取極め及び附属書の締結



3. 事業契約書の事業費積算作業



4. JICAと研究代表機関との間で事業契約書の締結



5. (必要ならば)事業経費の概算払い



6. (5年間のプロジェクトを期分けする場合)今の契約の精算



案件採択後から案件終了までの一連の流れ (続き)



7. (5年間のプロジェクトを期分けする場合)以後、3. ~ 6. の繰り返し



8. プロジェクトの終了

留意事項

- 相手国研究機関との十分な内容のすり合わせが必要です。
ODA要請書、研究提案書の両方が揃って初めて要請受領です。
- 公募要項の「評価のポイント」等を熟読し、ODAの観点からは以下に資する研究提案をお願いします。
 - * 開発途上国の自立的な研究開発能力の向上
 - * 開発途上国の課題解決に資する持続的活動体制の構築
 - * 日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成
- 相手国への資金供与/委託研究ではありません。
- 研究成果の社会実装が無いと、開発途上国の課題解決にはなりません。

留意事項（続き）

- ・ 纏めると、研究内容を組み立てるにあたっての制限は以下の通りです。
 - * プロジェクト期間は3～5年間
 - * JICAからの費用は最大3億円(3.5億円)
 - * その費用は主として「専門家派遣」・「研修員受入れ」・「機材供与」・「現地での研究実施」の投入で使用可
 - * 「専門家派遣」・「研修員受入れ」の手続きは研究代表機関で実施
 - * 「機材」の購入は原則研究代表機関が実施
- ・ 上の制限を勘案しつつ、**社会実装を実施することで、開発途上国の課題解決に資する研究プロジェクトを組み立て、提案をお願いします。**

おわりに

- 公募要領ODA関連部分を参照願います。
- コロナ禍は世界大恐慌や第二次世界大戦以降、最大級の出来事＝世界の構造に大変革をもたらす可能性。国際協力にも大きな変化が求められ、重要な研究テーマと認識しています。
- JICAホームページ上で、プロジェクト実施の手引き、取極め・附属書・事業契約書様式等を公開しています。

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>

- お問い合わせは gpgsd@jica.go.jp までお願いします。

